

「見なし輸出」規制強化と「まるドメ」企業

1. 本当に大変なのは「まるドメ」企業

「見なし輸出」規制強化に伴い、企業では社員が「特定類型」居住者に該当するか否かの確認が求められるようになりました。私の周りでも社内管理の負担増を心配する人（輸出管理関係者）がいます。

しかし本当に大変なのは輸出企業ではないのではありませんか？ **国内市場向け専門の、いわゆる「まるドメ」企業は大丈夫だろうか？** というオハナシをこれから致します。

2. 改正案のおさらい

下記は「見なし輸出」規制強化案を私なりに要約したものです。

「特定類型」居住者は非居住者と見なす。

よって居住者から「特定類型」居住者への技術提供は、「輸出みたいなもの」として規制対象に。
(但し「提供即規制」ではなさそう。規制対象は、提供者側が相手を「特定類型」居住者と認識していた場合の提供と思われる)

提供者側は、相手が「特定類型」居住者に当たるか否かを **しかるべき手順** でチェックすることが求められる。その手順として推奨されているのが《役務通達 別紙 1-3》のガイドライン。

企業の輸出管理で核心になるのは、相手が「特定類型」居住者に当たるかどうかのチェックです。これをきちんと励行し、許可取得が必要な場合は遺漏なく申請することができるような社内管理を定着させる必要があるわけです。

この点について CISTEC 資料では次のように解説しています。

ポイント	関係規定の該当箇所／関係 QA、資料
■ どう対応すればいいか？ (=「通常果たすべき注意義務」とはどういうものか？) (1) 輸出者等遵守基準に基づく需要者確認手続の中で、「特定類型」該当性についても確認するよう定める。	○ 遵守基準第 1 条一号ニ ※ Q3 (類型該当性の確認と遵守基準の規定との関係) 参照 筆者註；下線部は「第 1 条二号ニ」の誤りと思われる

【経済産業省が公表した「みなし輸出」管理規制案のポイント（該当条項等の注釈付き）】より

かいつまんで言うと、「『輸出を業とする者』が『通常果たすべき義務』の1つとして『特定類型』居住者のチェックも求められる」ということのようにです。

3. なぜ「まるドメ」企業に注目するのか？

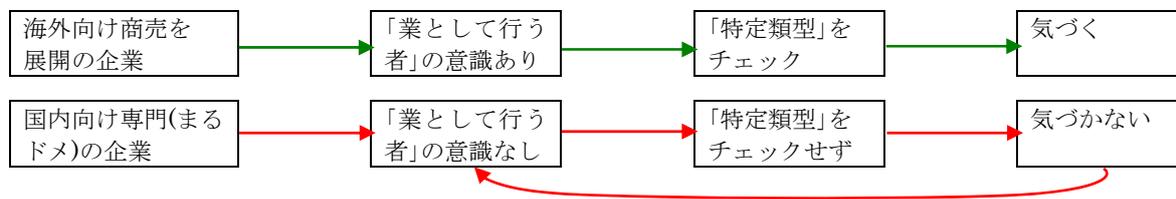
注目する理由は、そうした企業では自社を「輸出を業として行う者」と思っていないからです。国内顧客相手の商売しかしていないのだから、そうなるのも当然です。

しかしそういう企業であっても、社内に「特定類型」居住者を抱えていれば、「輸出を業として行う者」になるでしょう。国内の常連客に「特定類型」居住者がいる場合も同じです。

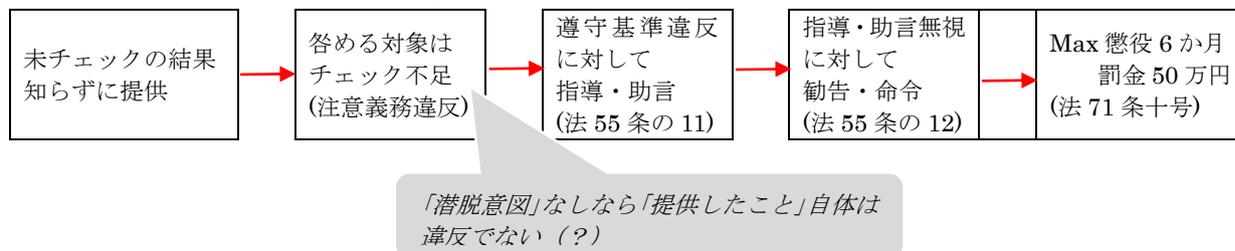
すると、どうなるか？たとえ「まるドメ」企業であっても「特定類型」居住者のチェックが不可避ということになるのではないのでしょうか？ それなしでは自社が「輸出を業として行う者」かどうか判断できない理屈ですから。

まあ常識的に言って、「特定類型」居住者がそんなにあちこちにいるとは思えませんから、後から「実は当社も『輸出を業として行う者』だったんだ！」と驚くケースは稀でしょう。とはいえ論理上はそれじゃまずいでしょうね。

重要な点なので繰り返します。《遵守基準省令》を根拠に「特定類型」居住者のチェックを求めるためには、相手が自社を「輸出を業として行う者」と認識していることが必要になる。ところが「まるドメ」企業の場合はその認識を持っていないから、「特定類型」居住者のチェックは期待できない。そのため「まるドメ」企業の場合は、仮に「輸出を業として行う者」であったとしても、「輸出を業として行う者」に義務付けられているチェックが行われないう結果になるわけです。どうやら前頁で紹介した CISTEC 解説（輸出者等遵守基準に基づく需要者確認手続の中で、「特定類型」該当性についても確認するよう定める）は、「まるドメ」企業に対しては無効なようです。



また、罰則も気になるところです。「潜脱意図なければ違反でない」を「相手を『特定類型』者と知らなかったなら違反でない」と解釈するなら、未チェックゆえの提供であってもそれ自体は違反にはなりません。咎めるとすれば、チェックという注意義務のサボリでしょう。そして「遵守基準」を満足しなかったカドで叩くという、《外為法 55 条の 10》違反という筋になるかとは思いますが。（その場合は「指導及び助言」や「勧告及び命令」を経て、それでもきちんとやってくれないなら《外為法 71 条十号》で処罰という流れになります。ちょっと迂遠、かつ軽い罰則と感じます）



しかし単にチェックを怠っただけでは、まだ「輸出を業として行う者」かどうか不明ですから、この《外為法 55 条の 10》違反という筋による処罰は無理でしょう。はたしてどうなるものやら？

4. 経産省 Q3 の検討

CISTEC 解説で言及した Q3 も見ておきましょう。

Q3：類型該当性の確認と、輸出者等遵守基準の規定の関係について教えてください。

A3：不正輸出を未然に防止する等の観点から、輸出者等には、輸出者等遵守基準省令に沿った輸出管理が求められているところ、特定重要貨物等の輸出者等に対してはより厳格な基準が定められています。本基準において、特定重要貨物等の輸出者等に対し、「特定重要貨物等の用途及び当該特定重要貨物等の需要者等を確認する手続を定め、当該手続に沿って用途及び需要者等の確認を行うこと。」（第1条第2号ニ）とされています。このため、特定重要貨物等の輸出者等においては、当該需要者等を確認する手続として、取引の相手方の特定類型該当性の確認の手続についても定めていただき、当該手続に沿った確認を行っていただく必要があります。

A3 は次のように要約できると思います。

リスト該当品を扱う「輸出者等」は、リスト該当品を扱うときに、用途・需要者チェックが、遵守基準省令1条2号ニにより求められる。

そこでその用途・需要者チェックに当たっては、「特定類型」居住者に当たるか否かも確認する仕組みが必要である。

文中に登場する《省令1条2号ニ》とは、リスト規制品の輸出・対外提供（非居住者への国内提供含む）の場合に、きちんと用途・需要者をチェックしましょう、という規定です。これにより「輸出を業として行う者」の自覚ある企業が、リスト規制品の輸出・対外提供の際に、ヘンな相手・案件でないことを確認させる、というものです。

しかし「特定類型」居住者か否かの確認は、上記とは全く性質が異なります。なぜなら「特定類型」居住者か否かは、その国内取引が「対外提供」（≒「見なし輸出」）に当たるかどうかを意味するからです。また「特定類型」居住者だった場合には、キャッチオール規制の対象にもなるわけですが《省令1条2号ニ》は16項品案件をカバーしていません。

それに先ほど述べたように、「まるドメ」企業では自社を「輸出者等と思っていない」わけですから、「特定類型」居住者か否かの判断の必要性も感じません。

《遵守基準省令》を根拠に「特定類型」居住者チェックをやらせるというのは無理筋というのが私の結論です。とすれば Q3 の「特定類型確認と遵守基準の関係」という問題設定は、そもそも誤っている（そんな関係は最初から存在しない）と言えるのではないのでしょうか？